

# 秋の全国交通安全運動

令和2年9月21日（月）～9月30日（水）

9月30日（水）は交通事故死ゼロを目指す日

## ＜運動の重点＞

- 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止



交通安全フェアわかやま2019 ペイントコンテスト 最優秀賞  
大川 琴音さん（和歌山市立城東中学校）



### ◎なぜ時速30キロ規制なのですか？

自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。

このため、生活道路を走行する自動車の速度を時速30キロ以下に抑制することとしたものです。

## 「ゾーン30」内では終日、時速30キロまで！

「ゾーン30」は、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つです。区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における自動車の走行速度や通り抜けを抑制します。

ゾーン内を通行するときは、歩行者・自転車の安全を確保しながら、安全な速度で走行してください。

### ★和歌山県内の「ゾーン30」設定地区

市町村	地名等	市町村	地名等	市町村	地名等
和歌山市	西高松二丁目	和歌山市	北島	御坊市	藪
和歌山市	松江北二丁目	海南市	日方	田辺市	稻成町
和歌山市	川永	海南市	名高	新宮市	池田・阿須賀
和歌山市	雄湊	海南市	船尾	湯浅町	湯浅
和歌山市	黒田	岩出市	野上野	印南町	印南
和歌山市	六十谷	橋本市	しらさぎ台	白浜町	白浜
和歌山市	吹上	橋本市	伏原	白浜町	内ノ川
和歌山市	梶取	有田市	保田	串本町	串本
和歌山市	新南	有田市	糸我		

※詳しくは、和歌山県警察本部交通規制課または最寄りの警察署へお問い合わせください。

和歌山県・交通事故をなくする県民運動推進協議会

# 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

交通ルールをしっかりと守って、  
事故から歩行者を守ろう

- 通学路を運転する際は、特に子供の飛び出しなどに気を付けましょう。
- 重大な事故につながる「歩きスマホ」は絶対にやめましょう。
- 信号機や横断歩道のある場所を横断し、無理な横断はやめましょう。



**よそみする そこに見えるは 事故の種類**  
令和2年度 交通安全年間スローガン 佳作  
和歌山市立藤戸台小学校 中平 侑那さん

自転車乗車時は交通ルールを  
守りましょう

**自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。**

○自転車を運転していて交通事故を起こしてしまった場合、加害者に対して高額な損害賠償を命じる判決が出ております。

自転車利用者は安全な運転を心掛けるとともに、**万一の事故に備えて**自転車保険に加入しましょう！



## 高齢運転者等の安全運転の励行

運転時は、「思いやり・ゆずり  
合い」の気持ちを持ちましょう

- 横断歩道は、歩行者優先です。運転者は横断歩道を横断する歩者がいるときは、一時停止し、その通行を妨げないようにしましょう。
- 身体機能の低下等により運転に不安のある方は、安全運転相談ダイヤル(#8080)に相談してみましょう。



**「車に乗れば、まずシートベルト」の習慣を身につけましょう！**

【四輪乗車中死者のシートベルト着用状況】

令和元年中	
死者に占める非着用者	7人中3人
うちシートベルトを着用していれば生存していた可能性のあった人	2人 (約67%)
平成30年中	
死者に占める非着用者	5人中2人
うちシートベルトを着用していれば生存していた可能性のあった人	1人 (50%)

## 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

**夕暮れ時の外出に要注意！！**

日没時間が早まる秋の夕暮れ時は、帰宅等の活動時間と重なり、例年、交通事故が増加しています。

運転する際は、早めにライト(前照灯)を点灯することで、視界を確保するとともに、自分の車の存在を他の歩行者や自転車などに知らせましょう！

**○歩行者が気を付けること**

- ・明るい服で出かけましょう。  
夕暮れ時の交通事故に巻き込まれない為には、ドライバーから見えやすくする工夫が必要です。
- ・反射材・ライトを活用しましょう。  
反射材・ライトは、ドライバーなどに早めに自分の存在を知らせることができます。

道路交通法の改正により、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の罰則が創設されました。

**あおり運転は非常に危険な行為です。絶対にやめましょう！**

○他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等を行った場合、**最大で懲役3年の刑**に処せられることとなりました。

また、妨害運転により著しい交通の危険を生じさせた場合は、**最大で懲役5年の刑**に処せられることとなりました。

